

## (仮称) 四時風力発電事業 環境影響評価方法書に対する意見

### 1 全体的事項について

- (1) 事業の実施にあたっては、周辺住民や地元自治会等の理解が不可欠であることから、周辺住民等に対しては、十分なコミュニケーションを図るなど、相互の意思疎通に最大限努めたうえで、事業による環境影響を積極的かつ分かりやすく示すこと。
- また、周辺住民等への説明に最善を尽くし、住民等の求めに応じて説明会を開催するなど、意見や要望に対して、十分な説明や誠意をもって対応し、誠実に理解の醸成を図ること。
- さらに、周辺住民等の安全・安心を最大限に確保する観点から、事業による環境影響を適切に予測及び評価し、最大限の環境保全措置を講ずること。
- (2) 環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に関する説明会の実施にあたっては、周辺住民等が幅広く参加できるよう、住民の生活形態に配慮して開催日時や場所等を設定するとともに、複数の方法（地区の回覧板の活用等）により周知すること。
- また、縦覧期間の終了後においても、事業計画の概要等を記載した資料をインターネットで公開することや、最寄りの公共施設に設置することなどにより、周辺住民等に対する事業計画の周知徹底を図ること。
- (3) 今後、準備書の手続を進めるに当たっては、計画内容を可能な限り具体化して、環境影響評価を適切に実施できるものにすること。
- また、環境影響評価の実施にあたっては、専門家等の指導及び助言を仰いだ上で、最新の科学的知見や評価手法を採用し、定量的に予測及び評価するとともに、準備書への記載にあたっては、平易な表現や図等を用いるなど、理解しやすい内容とすること。
- なお、環境影響評価の過程において、評価項目及び手法の選定等に新たな事情が生じた場合は、適時適切に評価項目等の見直しを実施すること。
- (4) 土木工事等（造成・基礎・据付工事等）で使用する建設機械及び資材の運搬等に使用する車両等の仕様及び数量等は、環境影響の予測及び評価において重要な項目であることから、当該項目を準備書へ具体的に記載するとともに、特に、騒音及び振動に係る環境影響の予測及び評価にあたっては、当該項目を適切に反映させること。
- (5) 現地調査の実施にあたっては、地域住民への十分な説明、並びに理解を得たうえで行うものとし、苦情等が申し立てられた場合には、申立人及び関係機関の指導等に対し、誠意をもって対応すること。
- また、風力発電機の稼働後に苦情等が申し立てられた場合における具体的な環境保全措置について、施設の稼働停止等を含めて検討し、その結果を準備書へ具体的に記載すること。
- (6) 発電所の設置工事時及び運用開始後において市道を使用する場合には、破損、汚損に留意し、一般の通行に影響を及ぼすことの無いようすること。

- (7) 全国各地において、落雷や強風等による風力発電機の破損・倒壊事故、火災等が発生していることから、事故等を未然に防止するための安全対策及び点検方法・頻度、並びに事故等が発生した場合における復旧方法・連絡体制などについて検討し、その結果を準備書へ具体的に記載すること。
- (8) 計画地は、都市計画区域外となっており、また、第二次いわき市都市計画マスタープランの土地利用の方針において、「森林保全・育成区域」に位置付けている。  
当該区域は、原則として開発を規制しつつ、再生可能エネルギー等との調和を図りながら、適切な管理、育成を図り、災害の防止対策、自然体験や交流の場としての活用、景観の維持向上等に努める区域としていることから、施工の際は、周辺環境へ十分配慮すること。
- (9) 既存のユーラス田人ウインドファームを考慮し、新たな環境影響が生じないよう配慮すること。

## 2 個別的事項について

### 【大気環境】

- (1) 工事期間中、工事関係車両の走行ルートになり得る一般国道289号などにおいて、工事関係車両（大型車）の交通量が現況に比べて大きく増加する見込みであることから、当該道路の走行にあたっては、評価方法書で示された環境保全措置を確実に実施し、騒音及び粉じん等による周辺の環境影響を回避するとともに、事故等の発生を防止すること。
- (2) 騒音及び低周波音（超低周波音を含む。）については、最新の科学的知見を踏まえても不確実性が大きいことから、事業の実施にあたっては、地形等の地域特性や、他の地域における既存の風力発電事業に係る苦情やその対応事例などを調査のうえ、適切な環境保全措置を講ずること。

### 【水環境】

事業実施に伴う下流河川等への環境影響の回避・低減の方法については、全国各地で発生している局地的大雨等の近年の気象状況等を踏まえ、過去に例を見ない集中豪雨や局地的大雨が長時間続いた場合であっても、下流域の河川の水量や濁水が著しく増加することのないよう、十分な集水範囲及び調整機能を有するよう設計し、環境影響を回避すること。

### 【動植物・生態系】

- (1) 風力発電機の配置が未定であることを踏まえ、動物（哺乳類、両生類・爬虫類及び昆虫類）、鳥類及び植物の調査については、土地の改変や森林の伐開を予定している場所を網羅するように、各調査方法について配慮すること。

また、対象生物の行動圏、分布域等を踏まえ、調査の範囲、地点、期間、時期及び調査方法等を適切に設定すること。

特に希少種が確認された場合には、調査範囲を広げるなど、より詳細な調査を実施すること。

- (2) バードストライク（コウモリ類を含む。）については、対象事業実施区域及びその周辺における生息・飛翔状況等の調査結果、他の風力発電事業における調査結果、過去の衝突事例及び国の検討状況等、最新の知見に基づき、衝突リスクを解析・評価とともに、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。
- (3) 工事の実施における土地の改変に伴い、表土の移動や改変箇所の裸地化等により侵略的な外来植物種の生育域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変を予定している区域及びその周辺における侵略的な外来植物種の生育状況を予め把握し、工事の実施によりその分布が拡大することのないような施工方法を検討すること。
- (4) 事業の実施にあたって、緑化を行う場合には、生物多様性を保全する観点から、専門家や関係団体等に助言・指導を仰いだうえで、地域の在来種や固有種を用いること。  
また、法面緑化を行う場合にあっては、種の吹付けを着実に実行し、法面の崩壊が起こらないようにすること。
- (5) 環境影響調査の実施にあたっては、当該調査そのものが植物、昆虫、水生生物等の生育・生息や自然環境に影響を与える行為であることを認識し、動植物の採取・捕獲を可能な限り最小限とするとともに、調査終了後は、調査地の原状回復に努めること。

#### 【景観・人と自然との触れ合いの活動の場】

- (1) 景観の予測については、視覚的に比較し易いフォトモンタージュ等を用いて準備書に具体的に記載すること。  
また、風力発電機などの設置にあたっては、自然に溶け込ませることとし、住民に圧迫感や威圧感を与えることのないようにすること。
- (2) 景観に係る予測及び評価に基づき、風力発電機の配置見直しを含めた環境保全措置を検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。
- (3) 景観に係る調査地点及び予測地点は、風力発電機の可視領域を踏まえ、より広範囲に設定すること。

#### 【廃棄物等】

- (1) 過去に計画地の近傍で不法投棄事案が発生している。現状環境への影響は見られず、事業範囲から相応の距離があるものと考えられるが、土地の形質の変更により廃棄物又は汚染された土壤等による影響その他の支障の発生を未然に防止する観点から、事業範囲等についていわき市廃棄物対策課と協議すること。
- (2) 土地の造成工事に伴う木・竹の伐採に伴う木くず・繊維くずについては、それらの発生量の抑制・可能な範囲での現場での再利用に努め、処理を行う場合は廃棄物の處理及

び清掃に関する法律に基づき適切に対応すること。

- (3) 土地の造成工事等に伴う残土については、廃棄物の混入が無いよう留意するとともに、残土処分を行うにあたっては、盛土等規制法や森林法その他関係法令に即して適切な事業を行っている者を受託者として選定すること。

#### 【その他の環境】

開発対象区域の周辺に農地等がある場合には、その営農に支障をきたさないよう十分配慮すること。

#### 【その他（届出関係等）】

- (1) 一定規模以上(高さ 13m 超又は建築面積 1,000 m<sup>2</sup>超)の建築物や工作物等の新築等、又は一定規模以上(面積 3,000 m<sup>2</sup>超又は法面の高さ 5 m 超かつ長さ 10m 超)の土地の区画形質の変更を伴う場合は、「いわき市の景観を守り育て創造する条例」に基づく、大規模行為の届出が必要になるため、いわき市都市計画課景観係と協議すること。

また、同行為のうち、特に規模が大きいもの（建築物については高さ 31m 超又は延べ面積 15,000 m<sup>2</sup>、工作物については高さ 31m 超）については、景観への影響が顕著であると予測されるため、大規模行為の届出の前に事前協議書の提出が必要となるので、いわき市都市計画課景観係と協議すること。

- (2) 3,000 m<sup>2</sup>を超える土地の形質変更を行う場合には、土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出が必要になることから、事前にいわき市環境監視センターと協議すること。

- (3) 公害関係法令等に該当する施設の設置等が生じるものについては、事前にいわき市環境監視センターと協議すること。

- (4) 本事業の事業実施区域内に農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の規定に基づく「農用地区域」が存在するため、開発等を行う際には、事前にいわき市農業政策課に相談すること。

- (5) 当該事業計画は、工場立地法および県工業開発条例に基づく届出の対象となっており、工事着工の 90 日前までにいわき市産業みらい課に届出の提出が必要となること。

- (6) 市道の使用に関しては道路管理者（いわき市勿来支所経済土木課）と協議し所定の手続きを行うこと。

- (7) 当該開発行為に関連し、農地転用の必要がある場合は、いわき市農業委員会と事前協議のうえ、所定の手続きを行うこと。